様式第５号（教育実習実施計画に関する書類）

教　育　実　習　等　実　施　計　画

１　教育実習等の内容及び成績評価等

①　教育実習等の時期

ス　ポ　ー　ツ　学　科

養教一種 4 年次の 5 月～ 9 月もしくは 3・4 年次の 9 月～11 月

こどもスポーツ教育学科

小 一 種 3 年次の 9 月～11 月

中 一 種 （保健体育）、高一種（保健体育） 4 年次の 5 月～ 9 月もしくは 4 年次の 9 月～11 月

②　教育実習等の実習期間・総時間数

【スポーツ学科】

中 一 種（保健体育）3 週間 （120 時間）

高 一 種（保健体育）2 週間 （60 時間）

養教一種 3 週間 （120 時間）

【こどもスポーツ教育学科】

小 学 校 3 週間 （120 時間）

中 一 種（保健体育）2 週間 （120 時間）

高 一 種（保健体育）2 週間 （60 時間）

③　実習校の確保の方法

実習年次の前年度となる 2 年次または 3 年次の教育実習内諾説明会（5 月開催）において、学生に対し教育実習までのスケジュールを示し、3 年次または 4 年次に行う教育実習および養護実習の内諾を取り交わすため、夏休み期間を活用して実習希望校へ出向くよう指導する。

教育実習および養護実習年度の 4 月に内諾書に基づき正式承諾依頼書を実習校へ送付し、返送された承諾書に記載されている教育（養護）実習期間を本人に通知するとともに、事前打合せ等の日程についても学生へ伝達する。近隣の実習校で教育（養護）実習を行う学生に対しては、承諾書の内容を基に、事前予約のうえ再度実習校を訪問させ、承諾のお礼と教育実習の打合せを行うよう指導し、遠方の実習校で教育（養護）実習を行う学生に対しては電話でお礼を告げるとともに、実習の直前打合せ日程等の調整を図るよう指導する。

教育委員会を経由して教育実習の手続きを行う場合は、各都道府県、市町村のルールに従い教務課で手続きを行い、その進捗について逐次学生と情報共有を図る。

④　実習内容

(1) 各指導者から指導講話を聞く
(2) 学校・学級及び教員等の活動を観察させる
(3) 教員の指導の下に教育実践活動に参加させる
(4) 授業を実習させる
(5) 教育事務を実施させる
(6) 教育実習日誌を作成させる
(7) 研究物等を作成させる
(8) 授業研究会を実施し、研究授業を実施させる

【教育実習の時間配分（中学校・高等学校)】スポーツ学科、こどもスポーツ教育学科

教育実習は 120 時間中（高校のみは 60 時間)、下記の時間配分により行われる。

(1) 授業観察　中学校（60 時間）高校（30 時間）
(2) 授業観察後の指導担当者による技術的指導　中学校（10 時間）高校（5 時間）
(3) 授業担当　中学校（5 時間）高校（5 時間）
(4) 授業実施後の指導担当者との授業反省会　中学校（5 時間）高校（5 時間）
(5) 研究授業　中学校（1 時間）高校（1 時間）
(6) 研究授業評価会議　中学校（3 時間）高校（3 時間）
(7) 学級経営への参加　中学校（20 時間）高校（5 時間）
(8) 放課後の総合的研究指導　中学校（16 時間）高校（6 時間）

【養護実習の時間配分】スポーツ学科

養護実習は 120 時間中、下記の時間配分により実施する。

観察実習 40 時間、基本実習 40 時間、総合実習 40 時間とし、以下の実習内容とする。

(1) 実習校の学校保健安全計画、保健室経営から学校保健活動の全体像を把握する。
(2) 児童の実態把握
(3) 育てたい児童の姿
(4) 保健室経営の目標と経営の実際

【教育実習の時間配分（小学校)】こどもスポーツ教育学科

教育実習は 120 時間中、下記の時間配分により行われる。

(1) 授業観察　（45 時間）1 日 3 時間×5 回/週×3 週
(2) 授業観察後の指導担当者による技術的指導　（15 時間）1 日 1 時間×5 回/週×3 週
(3) 授業担当　（30 時間）1 日 2 時間×5/週×3 週
(4) 授業実施後の指導担当者との授業反省会　（5 時間）
(5) 研究授業　（3 時間）3 教科/月
(6) 研究授業評価会議　（1 時間）
(7) 学級経営への参加　（15 時間）
(8) 放課後の総合的研究指導　（6 時間）

⑤　実習生に対する指導の方法

教職課程を履修する意義や、教育実習に臨むうえでの自己管理責任の重要性、社会的責任、教師としての心構え等に関して、教職ガイダンスや教職課程の授業を通じ教師としての自覚を促す。

(1) 新入生ガイダンスでは、教職課程を履修する上での卒業要件以上の単位数の修得が必要となることの周知、教職課程の目的・意義、介護等体験、教育実習、免許状授与までの 4 年間の流れについて概説し、目的意識の明確性を問う。
(2) 教職課程の履修は、学年配当に従い履修させ、教職課程履修者の質の確保のために一定の内規を定め、その基準に満たない学生は教育実習を実施できないようにする。
(3) 教育実習、介護等体験に関わる書類の受け渡し、調整に関しては教務課職員、教職担当教員で実習生との調整が円滑に運ぶよう、常に連携を図り指導を徹底する。

⑥　実習の成績評価（評価の基準及び方法）

教育実習の評価は、学生が教育実習時に持参する「教育実習日誌」に綴じ込みの評価表により、実習校担当教諭が評価を行う。

大学は、その評価を基に、大学での授業態度、教職に対する意欲等を総合的に判断し、以下の基準で成績評価を実施する。

秀　100～90 点
優　 89～80 点
良　 79～70 点
可　 69～60 点
不可　 59 点以下（不合格）

２　事前及び事後の指導の内容等

①　時期及び時間数

事前指導［教育実習前年度の後期　26 時間］
事後指導［教育実習終了後の後期　 4 時間］

②　内容（具体的な指導項目）

【事前指導内容】

(1) 教育実習の意義と心構え、その目標
(2) 教育実習における作法、礼儀、マナー等
(3) 教育実習を体験した４年生からの助言を受け、実習のイメージを明確にする
(4) 学習指導案の書き方について再確認
(5) 教材研究についてのポイントの再確認
(6) 学校経営についてのポイントの再確認
(7) 学校の校務分掌体制について
(8) 教育実習生としての生徒指導のあり方
(9) 模擬授業①　場面指導（学習習慣づくりや登下校指導等）
(10) 模擬授業②　道徳および特別活動
(11) 模擬授業③　学級運営
(12) チーム学校
(13) 総括～人権教育

【事後指導内容】

(1) 事後レポートを作成し、指導担当教員への実習終了報告
(2) 各人の教育実習時の体験を他の実習生を前に発表し評価しあう
(3) 個人の体験、他の実習生の体験、両者を含め今回の実習のまとめと反省を行う
(4) 指導担当教員との事後面談
(5) 教職認識の形成深化と実習体験に基づく教職専門性の再認識

３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

①　大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・　委員会等の名称

　　九州共立大学教職課程委員会

・　委員会等の構成員（役職・人数など）

(1)　教務部長
(2)　教務副部長
(3)　経済・経営学科、スポーツ学科およびこどもスポーツ教育学科の教科専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員各１名
(4)　教職専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員　若干名
(5)　教務課長
(6)　その他学長が必要と認めた職員　若干名

・　委員会等の運営方法

(1)　全学的な教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事項
(2)　教職課程に係る教育課程の編成及び教員組織に関する事項
(3)　学生の教育実習等に関する事項
(4)　教職課程の学生に係る学修成果の集約、分析及び公開に関する事項
(5)　教職課程に係る情報公表に関する事項
(6)　教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等に関する事項
(7)　教職課程に係るFD・SDに関する事項
(8)　教職課程に係る自己点検・評価に関する事項
(9)　その他教職課程に関する事項

【委員会の組織図】

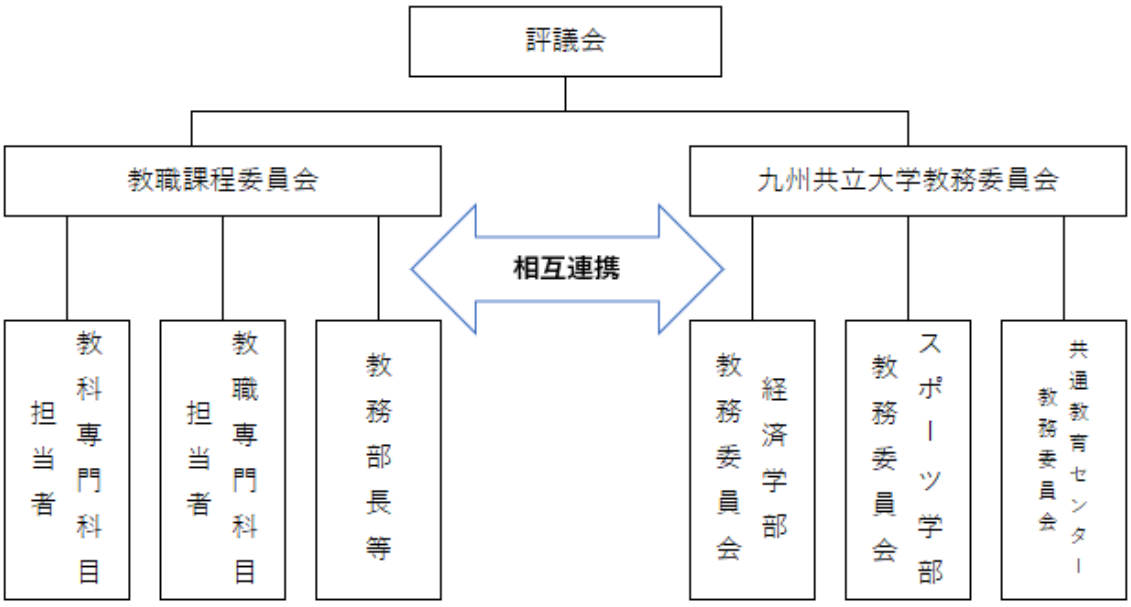

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称

北九州地区大学教育実習連絡協議会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

福岡県内および下関地区の大学、短期大学ならびに北九州市教育委員会で構成される。

加盟大学は、26 大学であり、本学もその組織の構成員である。

・ 委員会等の運営方法

北九州地区大学教育実習連絡協議会は、年に一度、各大学の教育実習が終了した 12 月に開催され、当該年度に生じた教育実習に関する課題点・問題点について共有する。

また、北九州市立学校の校長会も本協議会に参加し、教育実習のあり方について学校長の立場から助言が行われる。

北九州地区大学教育実習連絡協議会への本学側の出席は、教職課程委員会委員と教務課職員で出席し、協議結果を教職課程委員会や事務局の会議の場で報告し、教職員間で問題意識の共有を図っている。

【委員会の組織図】

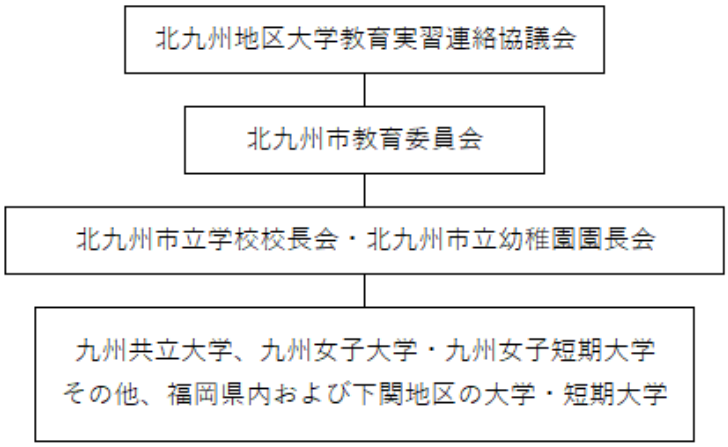

4 教育実習の受講資格

本学では、経済学部・スポーツ学部において「教職課程履修要件内規」を定め、以下の基準を満たせない場合、「教育実習」「養護実習」「事前事後指導」「教職実践演習」を履修することができない。

【スポーツ学部 スポーツ学科、こどもスポーツ教育学科】

〈中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）〉

(1) 体育実技科目は、3 年次終了までに 10 単位以上修得済みであること。ただし、体育実技科目の中には、「九州共立大学教職課程履修規程」別表カ（教科に関する専門的事項）に定める教免必修科目の体育実技科目を全て履修していなければならない。

(2) 「教育原論」「教職論」「教育制度論」「教育心理学」「特別支援教育概論」「教育課程論」「道徳教育指導法（※中学校のみ）」「特別活動・総合的な学習の時間指導法」「教育方法論（情報通信技術

の活用を含む。)」「生徒・進路指導論」「教育相談」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「現代国家と法（日本国憲法)」の単位全てを修得済みであること。なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。

(3) 4年次前期の「事前事後指導」に関連する教育実習の事前指導を3年次後期に受けていること。

(4) 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

【スポーツ学部 スポーツ学科】

〈養護教諭一種免許状〉

(1) 3年次終了までに開講されている養護に関する科目のうち、「看護学実習Ⅰ・Ⅱ」、「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を除く講義科目（選択科目は除く）の単位を履修しなければならない。

(2) 3年次終了までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の全ての単位を履修しなければならない。

(3) 「事前事後指導（養護)」に関連する養護実習の事前指導を受けていること。

(4) 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

【スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科】

〈小学校教諭一種免許状〉

(1) 2年次終了までに開講されている教科に関する専門的事項に定める国語、社会、数学、理科の教育概論と、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に定める科目のうち8科目の単位を履修しなければならない。

(2) 「教育原論」「教職論」「教育制度論」「教育心理学」「特別支援教育概論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法)」の単位全てを修得済みであること。

(3) 3年次前期の「教育実習事前事後指導（小)」に関連する教育実習の事前指導を2年次後期に受けていること。

(4) 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

5 実習校

教育実習	体験活動					
		学級数の合計	小学校1906学級、中学校792学級、高等学校52学級			
○	×	学校名	自由ケ丘高等学校（福岡県北九州市八幡西区自由ケ丘1-3)　学級数：44　生徒数：1,515人			
		教員数	78人（内訳）校長1、教頭3、特別客員1、教諭59、講師12、養護教諭2			
○	×	教育委員会名	北九州市教育委員会	小学校：128校	中学校：62校	高等学校：1校

実 習 受 入 承 諾 書

令和　５年　１月１２日

九 州 共 立 大 学
学 長　　奥 田　俊 博　殿

北九州市教育委員会

北九州市立教育センター
所長　　武藤　佐予

九州共立大学スポーツ学部こどもスポーツ教育学科において、小学校教諭一種、中学校教諭一種（保健体育）及び高等学校教諭一種（保健体育）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けた際には、本市立小学校、中学校及び高等学校において実習生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承ください。

記

北九州市立小学校の総数　　１２８校

北九州市立中学校の総数　　６２校

北九州市立高等学校の総数　　１校

以上

実 習 受 入 承 諾 書

令和　５年　２月１５日

九 州 共 立 大 学
学 長　　奥 田　俊 博　殿

自由ケ丘高等学校

学校長　　永　尾　　昇

九州共立大学スポーツ学部こどもスポーツ教育学科において、高等学校教諭一種（保健体育）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けた際には、本校において実習生を受け入れることを承諾します。

記

１　学 校 名　　自由ケ丘高等学校

２　所 在 地　　北九州市八幡西区自由ケ丘１番３号

３　実習受入人数　　５名

以上

実 習 受 入 承 諾 書

令和　５年　１月１２日

九 州 共 立 大 学
学 長　　奥 田　俊 博　殿

北九州市教育委員会

北九州市立教育センター
所長　　武藤　佐予

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科において、養護教諭一種の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けた際には、本市立小学校、中学校及び高等学校において実習生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承ください。

記

北九州市立小学校の総数	１２８校
北九州市立中学校の総数	６２校
北九州市立高等学校の総数	１校

以上